

1. 人員基準の経過措置等の終了について

(1) 放課後等デイサービス人員基準の経過措置について

放課後等デイサービスの人員配置（平成 29 年 2 月 9 日付官報に掲載）

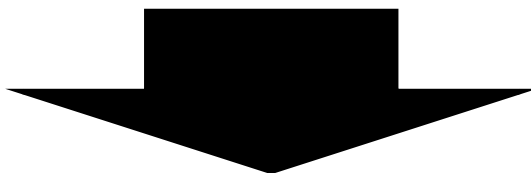
基準上必要な人員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者*」に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

＊ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを 2 年以上経験している者

施行時期について

平成 29 年 4 月 1 日

ただし、平成 29 年 3 月 31 日において現に存する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、**平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置あり**。（平成 29 年 4 月 1 日指定以降の事業所については、新制度が適用されている。）



平成 30 年 4 月 1 日以降は、平成 28 年度までに指定を受けた放課後等デイサービス事業所においても新基準を満たす必要あり。満たせない場合は人員欠如となる。

（サービス提供時間（従業者の休憩時間含む）を通じて、「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」を配置。そのうち、1 名以上は常勤者。また、児童指導員又は保育士を半数以上配置。）【基準省令第 66 条第 1,4,5 項 参照】

(2) 児童発達支援管理責任者の経過措置について（児童発達支援、放課後等デイサービス）

以下の取扱については平成 30 年度末をもって全て終了するため、新基準に適合する実務経験を有し、必要な研修を修了した児童発達支援管理責任者を配置すること。

配置できない場合は平成 30 年 4 月 1 日以降人員欠如となる。（イについて、29 年度内に開始の日から 1 年経過する場合はその時点から人員欠如。）

児童発達支援管理責任者の資格要件については、厚生労働省告示をウェルネットなごやにも掲載しておりますのでご確認ください。

ア 高齢者施設等での実務経験しか有しない者等の経過措置

（新基準では除くとされている期間を除くと実務経験が不足する者）

平成 29 年 3 月 31 日に現に存する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、同日において現に児童発達支援管理責任者として置かれている者であって、この告示による改正前の障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの第一号に規定する実務経験者に該当している者を、平成 30 年 3 月 31 日までの間は児童発達支援管理責任者として置くことができる。【H29.3.27 厚労省告示第 83 号改正文】

イ 研修未受講者に対する経過措置

（事業所開設時に児発管研修を修了していない者）

障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置されるものであって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して 1 年間（当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成 27 年 4 月 1 日前の場合にあっては平成 28 年 3 月 31 日までの間、平成 29 年 4 月 1 日以降場合にあっては平成 30 年 3 月 31 日までの間）は、前号の要件を満たしているものとみなす。【H24.3.31 厚労省告示第 230 号 第 1 項第三号】

前号の要件 → 児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修修了

2. 管理者と指導員等を兼務する際の常勤の取扱の変更について

従来本市において、管理者と（児童）指導員を兼務しており合算した時間数が常勤の勤務時間要件を満たす場合について、常勤（児童）指導員 1 名として認めてきたが、事業所の支援の質の確保を確保する観点から、今後このような場合は、（児童）指導員としての時間についてのみ（児童）指導員として取扱うこととする。〔従って常勤（児童）指導員としてみなせなくなります。〕

この取り扱いは、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

常勤（児童）指導員が管理者と兼務の者のみとなっている事業所については、平成 30 年 4 月 1 日以降、常勤者不在として人員欠如となるため本年度中に常勤の児童指導員等を確保し、人員体制を整えてください。

3. 定員の遵守及び指導員加配加算の適正な算定について

（１）定員を超えての利用者の受け入れは指導の対象となる。現在は返還の対象とはしていないが、本市における事業所数等については、社会資源の状況から定員を超えて受け入れる必要は無い状況であるため、定員を超えての受け入れは行わないこと。このような場合は定員の増を行い対応すること。

（２）指導員加配加算については、基準を上回る児童指導員等を 1 人以上配置した場合に算定可能な加算であり、1 か月の児童指導員等の配置を常勤換算して算定しているところであるが、これは当然に定員内の受入を前提としている。

10 人を超えて受け入れた場合は、5 人に対して 1 人の児童指導員等の追加配置が基準省令上の配置（11 人受け入れた場合は児童指導員等をサービス提供時間を通じて計 3 人配置）となるが、指導員加配加算を算定している場合は、該当日についてさらに 1 人（1 日単位での常勤換算）以上の児童指導員等を配置した場合（前述の場合は児童指導員等計 4 人配置）に限り、加算を算定できるものである。

指導員加配加算を算定する各事業所において定員を超過して利用者を受け入れた際の児童指導員等の配置について、例えば定員 10 人で 11 人受け入れ 3 人の児童指導員等の配置の場合で加配加算を算定したような場合については、指導及び返還の対象となる。

加算要件を満たす職員配置ができない場合は、その日について指導員加配加算を算定しないこと。

各事業所においては過去の請求について確認の上、誤って加配加算を算定していた場合は過誤調整を行うこと。

4. 児童指導員の資格要件の取扱について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条（児童指導員の資格）第 1 項第 9 号に定める「学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」についての取り扱い

教員免許を所持しているが、教員免許更新制にかかる修了確認期限までに更新講習を受けていない者については、教諭となる資格を有するとは認められないが、今後国において児童指導員の要件が整理されるまでの間は、当該講習未受講者について第 4 号の大学の学部で教育学を専修する学科に相当する過程を収めて卒業した者として、児童指導員の資格を有する者として取扱うこととする。

【参考】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抄） s23.12.29 厚生省令第 63 号

（児童指導員の資格）

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法 の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法 の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項 の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法 の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法 の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項 の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

- 2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

5. 放課後等デイサービスの質の評価及び改善について

ア 平成 29 年 4 月 1 日の基準省令の改正により、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことが義務付けられた。

イ 質の評価及び改善の内容をおおむね 1 年に 1 回以上インターネット等により公表しなければならない旨規定がされた。

【基準省令第 70 条の 2 第 3, 4 項】

各指定放課後等デイサービス事業者においては、本年度内に基準省令第 70 条の 3 第 3 項に基づく評価及び改善を実施し、その内容を公表されたい。